

サービス約款

第1条(目的)

東京ガスのガス機器スペシャルサポート(以下「本サービス」といいます。)は、東京ガス株式会社(以下「当社」といいます。)のガスをご利用のお客さまに安心して都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器をご使用いただくことを目的とします。

第2条(本サービスの加入条件)

本サービスを受けることができる方(以下「お客さま」といいます。)は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。

- ①当社のガス供給エリア(東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯(ニチガス)真岡地区を除く)にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用ガス小売契約(一般ガス供給約款、家庭用選択約款又は「ずっともガス」)を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること(一時的な閉栓で当社が認められた場合を含みます。)。なお、総合契約(複数のガスメーターを組み合わせて1需要場所とみなし、メーターごとの使用量を合計して1つの使用契約とするガス契約)をご契約の場合は、原則として、ご契約にかかるすべてのガスメーターについて、ガスメーターごとに本サービスにご加入いただく必要があります。
- ②当社、当社委託取引先企業(東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィットをいいます。以下同じ。)及び第6条に定める機器を製造する事業者(以下「製造メーカー」といいます。))が、本サービスに係る契約(以下「本契約」といいます。))の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
- ③第9条3項の支払方法に係る与信照会の結果が適格であること。

第3条(契約の成立)

1. 本契約は、お客さまが当社所定の方法により本サービスを申し込み、当社が、前条各号に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾したときに成立します。
2. 本契約は、当社が、お客さまからのお申込みを承諾した日として、郵送又はメール等の電磁的方法により通知する書面に記載された日をもって成立するものとします(以下「本契約成立日」といいます。))。

第4条(本サービスの提供期間)

1. 本約款に別段の定めがない限り、本サービスの提供は、前条2項の通知書面に記載するサービス開始月(同通知書面に記載のサービス提供期間が開始する最初の月をいいます。以下同じ。))の1日から開始するものとします(以下、同日を「サービス開始日」といいます。)。なお、サービス開始月は、お申し込み時にお客さまがお申込みをする月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲でお客さまが任意の月を指定することができます。
2. 本サービスの提供期間は、前項のサービス開始日から1年間とし、本契約の契約期間は、前条2項の本契約成立日から本サービスの提供期間の終了時までとします。本契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点でサービス提供期間及び契約期間は終了します。
3. 契約期間が満了する月の15日(日曜・祝日・年末年始の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、本契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 本契約を更新されなかった場合及び第11条2項、3項に基づき本契約を解約された場合、本契約期間終了後における当該契約対象機器等の修理・買い替えについては、すべて本サービスの対象外となります。
5. お客さまがオプションサービスをご契約されている場合において、ご契約いただいたオプションのサービス開始日が本サービスのサービス開始日より遅い日であり、かつ、本サービスの提供期間が満了する月の末日時点でオプションのサービス提供期間中でオプションサービスに係る契約を解約することができる期間に含まれている場合、本契約は自動的に自動更新され、オプションサービスに係る契約を解約することができない期間中に本契約を解約することはできません。

第5条(本サービスの内容)

1. 本契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める本サービスの対象機器について、当社又は当社委託取引先企業が本サービスの提供期間中に故障発生連絡を受け付けたものに関して、第7条(修理保証)及び第8条(買い替え特典)に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。
2. メーカー保証等、本サービス以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。

第6条(対象機器)

- 本サービスの対象機器は、本契約にご契約中のお客さまが、本サービスのお申し込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、以下の条件をすべて満たす都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器のみを対象とします。ただし、非安全型機器(安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストープ、CF式ふろかま、又はCF式湯沸器をいいます。)、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット)、ガス住棟セントラル暖房給湯システム、ハイブリッド給湯暖房システム(当社指定のハイブリッド給湯器を除く)、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン(GHP)、業務用機器及び食器洗浄機等の一部機器は対象外とします。

- (1)国内メーカー製造の機器であること
- (2)日本ガス機器検査協会(JIA)の認証がある燃焼機器又はこれに付随する温水端末機器であること
- (3)サービス開始日時時点で、不具合・故障が無い機器であること

第7条(修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。

- ①サービス提供期間内に第6条に定める対象機器に故障が発生したこと
 - ②①と同期間内にお客さまからの修理連絡を当社又は当社委託取引先企業が受けたこと
 - ③②の修理連絡に応じ、当社又は当社委託取引先企業が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの当否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理(前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。))につき修理費3万円(税込み)を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれるものとします。
 3. 修理保証は、サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
 4. 次の①～⑥の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
 - ①お客さま又は第三者の故意、過失もしくは不当な取扱いにより生じた故障
 - ②お客さまが当社又は製造メーカーの承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障、③対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等、④犯罪行為、法令違反、故意、重過失、戦争(武力行使等を含む)、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障、⑤施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障、⑥当社又は委託取引先企業以外が①～⑤の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
 5. 当社は、補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合、又は修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合には修理保証を行いません。
 6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
 - ①お客さまにて取り替え可能な消耗品類(電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター等)や別売品等の交換
 - ②配管設備(暖房・追焚・給湯・給水)、エアコンドレン配管、冷媒配管、信号線、ハイテクボット、床暖房仕上げ材、コンロトッププレート等の交換
 7. 当社は、修理を当社委託取引先企業に委託できるものとします。

第8条(買い替え特典)

1. 買い替え特典の提供は、本サービスのサービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、買い替え特典の提供開始後に修理連絡をいただいた上で、前条1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、本契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器の購入代金の一部を当社が負担するものです(現金給付は行いません。)
 - ①補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
 - ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
 - ③安心・安全の観点からのお客さまのご意向及び当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな家庭用機器を購入する場合(ただし「東京ガスWebショップ」での購入を除く)であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める次の基準で同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。なお、業務用機器への買い替えは、「家庭用機器の購入」ではないため買い替え特典の対象外となります。
 - ①給湯機器(湯沸器、風呂給湯器等)②厨房機器(ガスコンロ等)③暖房・乾燥機器(浴室暖房乾燥機・ファンヒーター等)商品群一覧は当社ホームページ記載の別表を参照
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は次のメーカー希望小売価格(税込み)に応じ、それぞれ次のとおりです。

	メーカー希望小売価格(税込み)	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

※家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについては、発電ユニット・貯湯ユニットを含むシステム全体に対して5万円

※オープン価格の機器は、当社が定める基準に基づいた額(当社ホームページの別表を参照)

5. 買い替え特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買い替えをされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な機器1台の同価格を基準として、1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目(エネファーム等(具体的な対象商品は当社ホームページに記載)の買い替えについては、1年以内とします。))の月末までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、機器の設置は、本サービスの提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条(料金)

1. 本サービスの利用料金は、申込書又は所定の交付書面等(以下「申込書等」といいます。))記載の料金とします。
2. お客さまは、申込書等記載の金額の賦払金を、サービス開始月分から1回、計12回、分割して当社に支払うものとします。
3. 支払方法は以下のいずれかとします。

- (1) クレジットカード払いをご希望のお客さまは、前項の賦払金を、当社が指定するクレジットカード会社から毎月継続して立替えさせる方法により支払うものとし、お客さまは、当社の毎月の最終営業日(以下「支払期日」といいます。)までに、クレジットカード会社から当社に対する立替払いをさせるものとします。(引き落としの日はクレジットカード会社が決める日となります。)
- (2) 口座振替をご希望のお客さまは、前項の賦払金を、当社が指定する金融機関から毎月自動的に引き落としす方法により支払うものとします。引き落としの日は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とします。
4. 利用料金の完済までに本契約が解約された場合であっても、お客さまは、利用料金全額を完済するまでの間、本条の支払方法により支払を継続するものとします。ただし、お客さまが解約時までに本サービスをサービス開始日から1年以上継続されており(第4条5項に基づき、本サービスを解約することができない期間が1年以上となる場合は、同期間が経過した場合)、かつ、第11条2項、3項(ただし書きに該当する場合は除く)所定の解約となる場合には、お客さまは解約月の翌月以降の料金を支払う義務を負わないものとします。
5. 本サービスの利用料金の支払を受けたことに対する収入証明書の発行は、口座振替でお支払いのお客さまからのお申出があった場合にのみ、有料で行います。クレジットカードでお支払いのお客さまについては、発行いたしません。なお、発行手数料・発行手続については、当社ホームページをご覧ください。

第10条(譲渡禁止等)

本契約に基づくお客さまの一切の地位(本サービスの提供を受ける権利を含みます。)はお客さまの一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

第11条(解約)

1. お客さまは、次項及び3項の場合を除き、本サービス提供期間途中での解約はできません。
2. 解約することとなる時点において、本契約を本サービス開始日から1年以上継続されている(第4条5項に基づき、本サービスを解約することができない期間が1年以上となる場合は、同期間が経過した)お客さまに限り、当社がお客さまから毎月15日までに電話による解約のお申し出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって本契約の解約に承諾いたします。毎月15日を超えて解約のお申し出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって本契約の解約に承諾いたします。ただし、本契約をサービス開始日から1年以上継続した後にはエアコンオプションのサービス開始日が到来する場合、オプション契約を解約することができない期間は本契約も解約することができません。
3. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、本契約を解約することができるものとします。ただし、(1)のうち、お客さまが当社とのガス小売契約を他社に切り替えた場合で、かつ、本サービスの継続期間がサービス開始日から1年未満のときは、継続期間が1年に達した時点(第4条5項に基づき、本サービスを解約することができない期間が1年以上となる場合は、同期間が経過した時点)をもって解約とします。
- (1) 第2条の本サービスの加入条件を満たさなくなった場合(転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼紛失等があった場合を含みます。)
- (2) 第9条の賦払金を支払期日までにお支払いいただけない場合
- (3) クレジットカード会社又は金融機関から、支払を承認できない旨の通知があった場合
- (4) 当社と他の契約に基づく料金について(2)の事実がある場合
- (5) その他本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

第12条(免責事項)

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた機器に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 機器を診断した結果、第8条2項①②に該当する場合であっても、買い替え特典のサービス提供開始前である場合は、修理保証及び買い替え特典のいずれのサービスについても提供することができません。この場合において、代替サービスを提供することはできません。
4. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社は、既にお支払いいただいた料金の合計額の範囲内で賠償の責めに任じます。

第13条(クーリングオフ)

1. お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売でお申込みされた場合、お申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、お申込みを撤回又は解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)することができるものとします。
2. お申込みの撤回等は、書面を発信した時に効力が生じますので、必ず郵便(できれば簡易書留)により上記の期間内(8日以内の消印有効)に、お客さまの氏名、住所、取扱担当店名、日付、お申し出印(お客さまの印)お申込みの撤回等をする旨記載し、当社へお送りください。お電話での受付はできませんのでご注意ください。
3. 本条に基づくお申込みの撤回等の場合、お客さまは損害賠償又は違約金の負担はないものとします。また、料金をお支払い済みの方は、速やかにその全額を返還するものとします。
4. 上記期限を過ぎた場合、お申込みの撤回等としての取扱いはできません。

第14条(反社会的勢力との関係排除)

1. お客さま及び当社は、それぞれ相手方に対し、本契約お申込み時及び将来にわたり、以下の各号に定める事項を確約します。
- ①自己及び自己の役員又は重要な使用人(以下「関係者」といいます。)(が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、これらを併せて「反社会的勢力」といいます。))でないこと、また

過去5年間に於いて反社会的勢力でなかったこと。

- ②自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
- ③自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に対し、資金等の提供ないし便宜の供給等を行うことにより、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与をしないこと(ただし、法令により取引が義務付けられているものを除く。)
- ④自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ⑤自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉・信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。
2. お客さま及び当社は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、相手方は他方当事者に対し、発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第15条(規定外事項)

本約款の各条項に疑義が生じた場合又は本約款に定めのない事項については、その都度、お客さまと当社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第16条(専属的合意管轄)

本契約に関して、お客さまとの間で裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(内容の変更・中止等)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、民法の規定に基づき、本約款を変更する旨、変更後のサービス約款及び変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、本約款の内容及び料金等は変更後のサービス約款によるものとします。
2. 当社は、経済情勢の変動もしくは本約款に基づくサービスの提供が困難となる等の事情が発生した場合、お客さまの承諾又はお客さまへの事前の通知なく、本約款に基づくサービスの提供を中止又は変更することができるものとします。また、以下の場合、本約款に基づくサービスの提供を中断することができるものとします。
- ①震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議
- ②システム障害・停電
- ③本約款に基づくサービスに関わるシステムの定期又は緊急に行う保守・点検
3. 本サービスの利用条件は当社ホームページ掲載の最新の本約款によるものとします。

第18条(お客さま情報の利用目的)

1. 当社においては、お客さまの個人情報(ガスのエネルギー供給販売業(エネルギーの調達を含む)、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業及びこれらに付帯する事業並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用するものとします。
2. 当社は、各種事業を円滑に遂行するため、金融機関、情報処理会社、関係会社、委託取引先企業、ガス機器製造メーカー等に業務の一部を委託することがあります。その場合、委託先を適切に監督することにより、提供した個人情報が受託の目的の範囲内で、安全かつ適切に利用されるよう努めます。なお、個人情報の利用に当たっては、公正競争の確保に十分配慮するものとします。

第19条(お客さま情報の共同利用)

当社は、以下のとおり、お客さまの個人情報を共同利用するものとします。

1. 共同して利用するお客さま情報
- ・お客さま基本情報(氏名、住所、電話番号、生年月日、ご加入サービス、料金関連情報、ご利用状況)
 - ・お客さまご利用のエネルギー・住宅設備情報(内管、ガスメーター、ガス栓、ガス機器の機種・機器名等)
 - ・お客さまからのお申出内容、訪問・作業履歴(販売・修理等の内容・日付等)
2. 共同利用する者の範囲
- 東京ガス、東京ガスグループ(ライフバル、エネスタ、エネフィット)、東京ガスが契約を締結する保険会社及び保険代理店
3. 利用する者の利用目的
- ①エネルギー供給販売業(エネルギーの調達を含む)、②住宅設備機器・機械器具の小売、③設備工事業、④土木建築工事業、⑤建築リフォーム業、⑥警備防災業、⑦リース業、⑧金融・保険業、⑨生活関連サービス業、⑩クレジットカード業、⑪不動産賃貸・管理業、⑫教育支援業、これらに付帯・関連するアフターサービスの提供、上記各種事業に関するお知らせ
- <具体的な利用例>
- ・ガス機器を購入・修理されたお客さまへの満足度等に関する調査
 - ・リコール等、不具合の発生した機種をお持ちのお客さまへのお知らせ
 - ・お申し出へのフォロー、ご報告等
 - ・有効期限の近い警報器をお持ちのお客さまへのお取替えのお知らせ
4. 上記お客さま情報の管理責任者
- 東京ガス株式会社

(附則)

1. 本約款は、2020年6月1日以降に本契約を締結したお客さまに適用します。なお、同日より前の日に本契約を締結したお客さまについては、ご契約当時の約款が引き続き適用されます。
2. 前項の規定に関わらず、2018年6月1日より前に本契約を締結されたお客さまが、TESエアコン・ガスエアコンから電気エアコンに買い替えられる場合における買い替え特典の適用については、2018年6月1日以降にTESエアコン・ガスエアコンに故障が生じた場合であっても、かつ、当時の約款第4条3項各号に定める条件を満たす場合に限り適用します。

オプションについて

本約款は、電気エアコンの修理保証及び買替特典(以下「エアコンオプション」といいます。)をご利用いただくための規律について定めるものです。

第1条(定義)

ガス機器スペシャルサポートのサービス約款に定義する用語は、特に断りがないう限り、本約款でも同一の意味を有するものとします。

第2条(オプションの加入条件)

本サービスにお申込みいただくお客さまについては本サービスのお申込みと同時に、すでに本契約にご契約をいただいているお客さまについては本サービスとは別に追加でエアコンオプションのお申込みをすることができます。本サービスのご契約をいただけないお客さまは、エアコンオプションのみを単独でお申込みいただくことはできません。

第3条(契約の成立)

1. エアコンオプションにかかる契約(以下「オプション契約」といいます。))は、お客さまが当社所定の方法によりエアコンオプションを申し込み、当社がこれを承諾したときに成立します。
2. Web又は申込書により、本サービスと同時にエアコンオプションにお申し込みいただく場合、オプション契約は、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として、本サービス約款第3条2項の郵送又はメール等の電磁的方法により通知する書面に記載された日をもって成立するものとします。
3. すでに本契約にご契約いただいているお客さまについては、Web、電話又は申込み用はがきによりエアコンオプションに追加でお申込みいただけます。この場合、オプション契約は、当社がお客さまからの申込みを承諾し、当社システム上で処理が完了した時点をもって成立するものとします。

第4条(オプションサービスの提供期間)

1. エアコンオプションのサービス提供は、次項の指定がない限り、お客さまがお申込みをした月の翌月を1か月目とした3か月目の1日から開始します。
2. エアコンオプションのサービス提供を開始する月は、お客さまがお申込みをする月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲でお客さまが任意の月を指定することができます。ただし、本サービスのサービス開始日より前の月を指定することはできません。
3. エアコンオプションのサービス提供期間は、エアコンオプションサービス開始日(1項の日又は前項で指定した月の1日)をいいます。から1年間とし、オプション契約の契約期間は、第3条の契約が成立した日からエアコンオプションのサービス提供期間の終了時までとします。本契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点でオプション契約のサービス提供期間及び契約期間は終了します。
4. エアコンオプションのサービス提供期間が満了する月の15日(日曜・祝日・年末年始の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限りオプション契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
5. オプション契約を更新されなかった場合及び第11条2項、3項に基づきオプション契約を解約された場合、オプション契約期間終了後における当該契約対象機器等の修理・買い替えについては、すべてエアコンオプションのサービス対象外となります。
6. ご契約いただいたオプションのサービス開始日が本サービスのサービス開始日より遅い日であり、かつ、本サービスの提供期間が満了する月の末日時点でオプションのサービス提供期間中でオプション契約を解約することができない期間に含まれている場合、本契約は当然に自動更新され、オプション契約を解約することができない期間中に本契約を解約することはできません。

第5条(エアコンオプションの内容)

1. オプション契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定めるエアコンオプションの対象機器について、当社又は当社委託取引先企業がエアコンオプションのサービスの提供期間中に故障発生時の連絡を受け付けたものに関して、第7条(修理保証)及び第8条(買い替え特典)に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けられます。
2. メーカー保証等、エアコンオプション以外の保証等がある場合には、当該保証を優先的に適用するものとします。

第6条(サービス対象機器)

1. 修理保証及び買い替え特典の対象機器は、エアコンオプション契約中のお客さまが、本サービスのお申し込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターが設置された場所で使用、かつ、所有する当社指定メーカー製造の家庭用電気エアコン(全館空調システムを除く)を対象とします。業務用電気エアコンは対象外となります。当社指定メーカー等は当社ホームページをご覧ください。
2. エアコンオプションサービス提供開始時点で不具合・故障がある機器はエアコンオプションサービスの対象外とします。

第7条(修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
 - ① エアコンオプションのサービス提供期間中に第6条に定める対象機器に故障が発生したこと
 - ② ①と同期間内にお客さまからの修理連絡を当社又は当社委託取引先企業が受けたこと
 - ③ ②の修理連絡に応じ、当社、当社委託取引先企業又はその再委託取引先企業が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理(前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。)につき修理費3万円(税込み)を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれるものとします。
3. 修理保証は、サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑥の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
 - ① お客さま又は第三者の故意、過失もしくは不当な取扱いにより生じた故障
 - ② お客さまが当社又は製造メーカーの承認を得ずに対象機器を改造して生

じた故障

- ③ 対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
 - ④ 犯罪行為、法令違反、故意、重過失、戦争(武力行使等を含む)、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障
 - ⑤ 施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障
 - ⑥ 当社又は委託取引先企業以外が①～⑤の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合、メーカー対応不可等の理由により当社が修理を行うことができない場合は修理不能と判断し、修理保証を行いません。
 6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
 - ① お客さまにて取り替え可能な消耗品類(リモコン用電池、各種フィルター(本体、空気清浄、お掃除機能などを含む))や別売品等(リモコン等)の交換
 - ② エアコンドレン配管、冷媒配管及び信号線の交換、エアコン本体機器の機能低下等を伴わない詰まりの清掃(お掃除フィルター、お掃除機能のダストボックス、エアコンドレンの詰まりの清掃等の単なるエアコンクリーニングは対象外となります)
 7. 当社は、修理を当社委託取引先企業に委託できるものとします。

第8条(買い替え特典)

1. 買い替え特典の提供は、本サービスのサービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、買い替え特典の提供開始後に修理連絡をいただいた上で、前条1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、本契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器の購入代金の一部を当社が負担するものです(現金給付は行いません。)
 - ① 補修部品のメーカー保有期限が過ぎ、当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
 - ② 修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな家庭用機器を購入する場合(ただし「東京ガスWebショップ」での購入を除く)に適用されます。なお、業務用機器への買い替えは、「家庭用機器の購入」ではないため買い替え特典の対象外となります。
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は次のメーカー希望小売価格(税込み)に応じて、それぞれ次のとおりです。

	メーカー希望小売価格(税込み)	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

5. 買い替え特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買い替えをされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な機器1台の同価格を基準として、1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目の月末までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、機器の設置は、エアコンオプションのサービス提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条(料金)

エアコンオプションの料金は年額6,000円(税込み)とし、本サービス利用料金の月額賦払金と併せてエアコンオプションのサービス開始月分から月1回、計12回、本サービスの利用料金の支払方法と同様の方法でお支払いいただきます。

第10条(料金の不払い)

料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できず、エアコンオプションのサービス提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第11条(解約)

1. お客さまは、次項及び3項の場合を除き、エアコンオプションのサービス提供期間中で解約はできません。なお、本契約をサービス開始日から1年以上継続した後にエアコンオプションのサービス開始日が到来する場合、オプション契約を解約することができない期間は本契約も解約することができません。
2. 解約することとなる時点において、オプション契約をエアコンオプションのサービス開始日から1年以上継続されているお客さまに限り、当社がお客さまから各月15日までに電話による解約のお申し出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもってオプション契約の解約に承諾いたします。毎月15日を超えて解約のお申し出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもってオプション契約の解約に承諾いたします。ただし、本契約をサービス開始日から1年以上継続している場合で、エアコンオプションのサービス開始日が到来する場合、オプション契約を解約することができない期間は本契約も解約することができません。
3. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、当社はオプション契約を催告なく直ちに当社システム処理上、直近の月末をもって解約することができるものとします。ただし、(1)のうち、お客さまが当社とのガス小売契約を他社に切り替えた場合で、かつ、エアコンオプションのサービス継続期間がサービス開始日から1年未満の時は、継続期間が1年に達した時点をもって本サービスと同時に解約とします。
 - (1) 本サービス約款第2条の本サービスの加入条件を満たさなくなった場合(転居、ガス契約の名義変更、料金区分計算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼粉劣等があった場合を含みます。)
 - (2) 第5条のエアコンオプション料金を支払期日までにお支払いいただけない場合
 - (3) クレジットカード会社又は金融機関から支払を承認できない旨の通知があった場合
 - (4) 当社との他の契約に基づく料金について(2)の事実がある場合
 - (5) その他本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

4. 本サービスが解約となった場合、エアコンオプションも当然に解約となります。この場合、すでにお支払いいただいた料金は返金致しません。

第12条(免責事項)

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた機器に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 機器を診断した結果、第8条2項①②の要件を満たした場合であっても、買い

替え特典のサービス提供開始前である場合は、修理保証及び買い替え特典のいずれのサービスについても提供することができません。この場合において、代替サービスを提供することはできません。

4. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社は、既にお支払いいただいた料金の合計額の範囲内で賠償の責めに任じます。

第13条(本サービス条項の準用)

本規約に定めのない事項は本サービスのサービス約款に準じます。